

生活と福祉 第530号  
昭和31年5月24日第三種郵便物認可  
平成12年5月1日発行(毎月1回1日)  
ISSN 1341-6677

# 生活と福祉



May 2000

5

No.530



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 第37回 社会福祉セミナー

# 新世紀の福祉社会を展望する —その虚像と実像—

**期 日** 2000年8月1日(火)・2日(水) **定 員** 800名(定員になり次第締切)  
**時 間** 10時～16時30分(2日は9時30分～15時30分) **受講料** 7,000円  
**会 場** 日本教育会館(東京都千代田区一ツ橋) **主 催** 財団法人鉄道弘済会

第1日 8月1日(火)	基調講演	10:15～11:45	<b>社会保障・社会福祉の新体系を構想する</b> —生活者の視点からの提言— 東京大学大学院経済学研究科 経済学部教授 神野 直彦 (敬称略)
		13:00～16:30	<b>地方分権時代の自治体福祉行政と生活支援のゆくえ</b> 宝塚市健康福祉部高齢福祉課長 松藤 聖一 救護施設・育心寮施設長 丸木 憲雄 厚生省社会・援護局保護課長 宇野 裕 (コーディネーター) 大阪府立大学社会福祉学部教授 牧里 每治
		13:00～16:30	<b>介護保険施行後を検証する</b> —利用者主体の視点は確立できたか— 社団法人呆け老人をかかえる家族の会・本部理事・神奈川県支部代表、川崎幸クリニック院長 杉山 孝博 愛知県高浜市福祉部長 岸本 和行 ナーシングホーム智鳥施設長 浜田 和則 (コーディネーター) 大正大学人間学部教授 橋本 泰子
第2日 8月2日(水)	選択講座	13:00～16:30	<b>自己決定を支える社会福祉実践とは</b> —福祉専門職の専門性を問う— 知的障害者更生施設・八王子平和の家施設長 阿部美樹雄 児童養護施設・羊ヶ丘養護園 家庭養育相談室長 三浦 伸子 福山平成大学経営学部助教授 (前)広島県福山市社協事務局次長 藤井 悟 (コーディネーター) 明治学院大学社会学部教授 北川 清一
		9:30～13:00	<b>福祉社会と利用者支援システム</b> —契約時代における生活支援を目指して— 山口県副知事 大泉 博子 弁護士・医師・慶應義塾大学法学部講師 児玉 安司 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 常務理事 松友 了 特別養護老人ホーム・サンメール尚和施設長 阿 亜紀良 (コーディネーター) 日本女子大学人間社会学部教授 岩田 正美
	記念講演	14:00～15:30	<b>人の痛みをわが痛みに</b> 作家・天台寺住職 瀬戸内寂聴

**■申込方法** ①郵便振替でお申し込みの場合 振替用紙に、住所、氏名、電話番号を、通信欄には勤務先名(施設の場合は種別も記入)、希望の選択講座の番号(①～③)、および手話通訳ご希望の有無を明記し、お振り込みください。(振替口座:00140-8-143594, 加入者名:鉄道弘済会 社会福祉部)  
 ②現金書留でお申し込みの場合 ①に準じ、必要事項を記入のうえ、受講料を添え、お送りください。

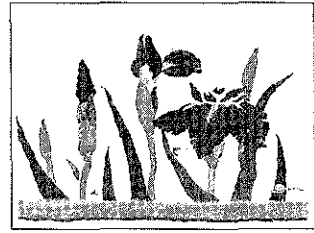
**■申込先** 財団法人鉄道弘済会 社会福祉部『社会福祉セミナー』係

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1 TEL:03-5276-0325 FAX:03-5276-0325

# 生活と福祉

No.530  
May 2000

5



今月の表紙 季節のめぐみシリーズ②  
「花菖蒲」

野村育葉さん  
(東京コロニー障害者アートバンク登録作品より)

障害者アートバンクは、これまでの障害者芸術運動とは異なり、障害者アーティストの持つ才能を活用することで、所得面を中心に社会参加を促そうという新しい試みです。

現在、登録作家約380名、登録作品数3,900点、使用点数約360点と年々その数は拡大してきています。

## CONTENTS

### 巻頭言 「明るい長寿・福祉社会」の実現に向けて

神奈川県福祉部長 小野 康夫……………2

#### 特集 I

### 平成12年度の生活保護

厚生省社会・援護局保護課

- 第56次生活保護基準の改定……………3
- 実施要領の改正……………8
- 医療扶助の運営……………14

#### 特集 II

### 平成12年度における生活保護指導監査方針

厚生省社会・援護局監査指導課

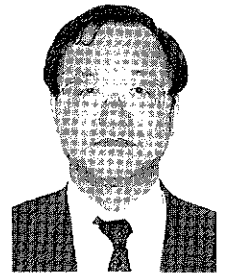
- 生活保護指導監査方針……………16
- 保護施設に係る指導監査方針……………31

水 脈……………38

詰将棋・詰碁……………40

# 巻頭言

## 「明るい長寿・福祉社会」の実現に向けて



神奈川県福祉部長

おの やすお  
小野 康夫

本県の高齢化率は一六・五％（平成十一年三月）で、全国的には第三番目に若い県ですが、それだけに今後は、急速に高齢化が進むことが予想され、また、合計特殊出生率も一・二八（平成十年度）と全国で五番目に低く、これらに対応する施策の充実が強く求められております。

一方で、本県の財政状況は、平成十年度決算で、財政再建団体への転落は回避できたものの、二百九十三億円の赤字となり、平成十一年度も百億円ほどの赤字が見込まれるなど、かつてない厳しい事態に直面しております。

こうしたなか、平成十一年度には、「かながわ新総合計画21」の重点政策課題「福祉社会の基盤づくり」に位置つけた、「地域ケアのしくみづくり」、「保健・医療・福祉の人材づくり」、「福祉のまちづくり」の重点プロジェクトについて、福祉をめぐる激しい変化に対応する内容となるよう再編、整理しました。

平成十二年度予算では、厳しい財政環境、重点プロジェクトの見直しを踏まえつつ、徹底した施策・事業のチェックを行い、三つの柱「身

近な地域福祉のしくみづくり」、「保健・医療・福祉サービスの基盤づくり」、「福祉のまちづくりの総合的な推進」による施策を着実に推進することになりました。重点項目としては、介護保険制度の円滑な運営を含めた高齢者全体への施策の展開、少子化や児童虐待への取り組み、今後ますます大切となる共に生き、たがいに支え合う地域福祉の推進、平成十二年九月に本県で実施する「第十回全国ボランティアフェスティバルかながわ」の準備作業をあげることができます。

これに合わせ、四月に組織の見直しを行い、地域福祉を支える仕組みづくりや施策の横断的・一体的な推進に向け、「地域福祉推進課を新設、高齢者施策を総合的に進めるために高齢者施設課を高齢者保健福祉課へ統合、制度の運営をスムーズにするため介護国民健康保険課を設置しました。

現在、わが国は、ヨーロッパ諸国よりもはるかに速いスピードで高齢化が進んでおり、一方で女性の晩婚化や社会参加の進展にともない、今後さらに少子化が進むものと考えられております。

また、今年新しい世紀への橋渡しの年であり、二十一世紀の本格的な少子・高齢社会に向け、さまざまな課題の解決に着実な一歩を踏み出す節目の年であります。これらのことを念頭に置きながら、幅広い視点をとり入れ、市町村や関係団体、地域住民、ボランティアなど二層連携を深め、一福祉部だけでなく各部局とも協力しあって、二十一世紀の神奈川県が「明るい長寿・福祉社会」となるよう、全力をあげて取り組んでまいります。

# 平成十二年度の生活保護

厚生省社会・援護局保護課

## 第五十八次生活保護基準の改定

平成十二年度の生活保護基準の

改定概要は「別紙1」のとおりで

あるが、この改定の考え方について以下説明することとしたい。

### 一 生活扶助基準

#### (1) 基準改定率について

平成十二年度の生活保護基準の改定は、従来同様、当該年度の一般国民の消費動向を総合的に勘案して改定する、いわゆる「水準均衡方式」により行った。

具体的には予算編成時に公表され、平成十二年度の経済運営にあつたての政府の意見表明である「政府経済見通し」における「民間最終消費支出」の伸び率を基礎として、標準三人世帯の改定率を○・

一%としたものである（「別紙2」参照）。

（注）民間最終消費支出とは、主に、毎日の家計における「もの」や「サービス」を購入するための支出の総計（ただし、土地、住宅の購入等は含まない。）を表わす国民経済計算上の概念であり、国民総支出の構成要素の一つである。

#### (2) 介護施設入所者基本生活費の創設について

後述する介護扶助は、介護保険給付対象となる需要にのみ対応しているため、保険給付対象外の需要については生活扶助で対応することとなる。そこで、介護保険制度の導入に伴い創設された介護老

人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の入所者に対し、介護保険給付対象外の基本的な需要に対応するため、介護施設入所者基本生活費を支給することとしたものである。

#### (3) 世帯人員別基準について

世帯人員別の生活扶助基準については、一般低所得者世帯の消費実態に合わせ是正を図るため、個人的経費である第一類経費と世帯共通経費である第二類の配分比率更を行っているところであるが、それぞれの経費における現在の消費実態を勘案し第一類経費を据え置き、第二類経費を改定することとした。

また、地区別冬季加算についても消費実態を勘案し据え置くこととしたものである。

### 二 介護扶助基準の創設について

介護保険制度の導入に伴い、保険給付の対象となる介護サービスに係る介護需要の充足が国民に権利として保障されることとなったこと及び当該介護需要は従前生活困窮者についても老人福祉の措置又は医療扶助により充足されていたことから、一般国民の生活水準との均衡の観点を踏まえ、被保険者を介護保険の被保険者と位置付けるとともに、生活保護制度において介護保険給付の対象となるサービスと同じ内容の介護サービスを受けることを最低限度の生活の内容として保障するため、介護扶助を創設することとしたものである。

三 その他の扶助基準について

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間代等については、一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県並びに指定都市及び中核市ごとに、厚生大臣が別に定める額の範囲内の額とすることとなっているが、平成十二年度においてもこの厚生大臣が別に定める額について所要の改善を行った。

(2) その他

生業扶助基準のうち技能修得費については、消費者物価の上昇率等を総合的に勘案し改善を行った。また、出産扶助、葬祭扶助基準の各扶助については、これらの扶助の性格を踏まえ、それぞれの実態料金の状況等を総合的に勘案し、改善を行った。

四 最低生活保障

被保護者に保障される最低生活

保障水準は、被保護者世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額に違いはあるが、いくつかの世帯を想定して平成十二年度の最低生活保障水準を例示すると「別紙3」のとおりである。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、その他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額以下の場合、その実額が適用されること等に留意する必要がある。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることになり、したがって、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。控除額の目安として一例をあげると、一級地で就労収入が、十三万七千八百五十円、東京都最低賃金日額の二十五日分相当の場合で、二万五千八百円が収入から控除される。

〔別紙1〕 平成12年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第55次 (11年4月1日)	第56次 (12年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準	円	円	【標準3人世帯基準額】 33歳男、29歳女、4歳子 冬季加算(VI区×5/12)を 含めた額を10円単位で 表示
(1) 居宅(1類+2類) 標準3人世帯	163,810	163,970	
(2) 期末一時扶助費(居宅)	14,340	前年度同額	
【加算等】			
妊産婦加算(妊娠6ヵ月以上)	13,970	前年度同額	
老齢加算			
70歳以上			
(居 宅)	18,090	前年度同額	
(入院・入所)	15,060	〃	
母子加算			
(居 宅)	23,520	前年度同額	
(入院・入所)	19,600	〃	

障害者加算			
障害等級1・2級			
(居宅)	27,140	前年度同額	
(入院・入所)	22,580	"	
重度障害者加算	14,610	"	
重度障害者家族介護料	12,250	"	
重度障害者他人介護料	72,000以内	72,200以内	
介護施設入所者加算	—	10,000	
在宅患者加算	13,440	前年度同額	
放射線障害者加算			
負傷又は疾病の状態にある者	43,290	前年度同額	
負傷又は疾病の状態に該当しなくなった者	21,650	"	
児童養育加算			
第1子、第2子	5,000	前年度同額	
第3子以降1人	10,000	"	
介護保険料加算	—	保険料の実費	
人工栄養費	12,060	前年度同額	
入院患者日用品費	23,410以内	前年度同額	
介護施設入所者基本生活費	—	10,000以内	
入学準備金			
小学校	39,400以内	前年度同額	
中学校	46,000以内	"	
2 住宅扶助基準			
(1)家賃間代等	13,000以内	前年度同額	
(2)住宅維持費	年額121,000以内	"	
3 教育扶助基準			
小学校	2,150	前年度同額	
中学校	4,160	"	
4 出産扶助基準			
居宅	193,000以内	前年度同額	
施設	142,000以内	149,000以内	
+入院料	+入院料	+入院料	
5 生業扶助基準			
(1)生業費	45,000以内	前年度同額	
(2)技能修得費	60,000以内	61,000	
(3)就職支度費	31,000以内	前年度同額	
6 葬祭扶助基準	176,000以内	179,000以内	大人の基準額
7 勤労控除			
(1)基礎控除(上限額)	限度額33,560	前年度同額	
(2)特別控除	年額152,600以内	"	
(3)新規就労控除	10,600	"	
(4)未成年者控除	11,700	"	
(5)不安定就労控除	8,000	"	

〔別紙2〕 平成12年度生活扶助基準（月額）

標準3人世帯（33歳男・29歳女・4歳子）

級地区分	格差	平成11年度	平成12年度	改定率
		1級地-1	100.0	
1級地-2	95.5	156,440	156,590	} 0.1 %
2級地-1	91.0	149,060	149,200	
2級地-2	86.5	141,690	141,830	
3級地-1	82.0	134,320	134,460	
3級地-2	77.5	126,950	127,080	

（注）冬季加算（Ⅵ区×5/12）を含めた額を10円単位で表示。

〔別紙3〕 最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	176,970	169,590	162,200	154,830	142,460	135,080
生活扶助	163,970	156,590	149,200	141,830	134,460	127,080
第1類	108,070	103,200	98,340	93,470	88,630	83,760
第2類	55,900	53,390	50,860	48,360	45,830	43,320
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

（注）1 第2類は、冬季加算（Ⅵ区額×5/12）を含む。以下同じ。

2 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。

2. 夫婦子2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	220,980	211,700	202,440	193,190	178,950	169,670
生活扶助	205,830	196,550	187,290	178,040	168,800	159,520
第1類	144,920	138,390	131,870	125,350	118,850	112,320
第2類	60,910	58,160	55,420	52,690	49,950	47,200
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000



3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	150,570	145,440	138,570	133,520	121,550	116,630
生活扶助	119,480	114,350	108,740	103,690	97,980	93,060
第1類	69,190	66,320	62,970	60,190	56,740	54,080
第2類	50,290	48,030	45,770	43,500	41,240	38,980
老齢加算	18,090	18,090	16,830	16,830	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	108,990	105,730	100,730	97,560	87,460	84,400
生活扶助	77,900	74,640	70,900	67,730	63,890	60,830
第1類	32,690	31,460	29,750	28,620	26,810	25,790
第2類	45,210	43,180	41,150	39,110	37,080	35,040
老齢加算	18,090	18,090	16,830	16,830	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	200,940	193,720	184,730	177,530	163,550	156,330
生活扶助	160,410	153,190	145,960	138,760	131,540	124,320
第1類	104,510	99,800	95,100	90,400	85,710	81,000
第2類	55,900	53,390	50,860	48,360	45,830	43,320
母子加算	25,380	25,380	23,620	23,620	21,860	21,860
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男（重度障害者）】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	円 194,200	円 188,480	円 180,870	円 175,130	円 162,530	円 156,810
生活扶助 第1類	127,200	121,480	115,760	110,020	104,310	98,590
第2類	76,910	73,450	69,990	66,520	63,070	59,610
障害者加算	27,140	27,140	25,250	25,250	23,360	23,360
重度障害加算	14,610	14,610	14,610	14,610	14,610	14,610
重度障害者 家族介護料	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

実施要領の改正

第五十六次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、平成十二年四月一日から適用されることとなった。改正の概要は次の通りである。

一 介護保険導入に伴う  
実施要領改正

(1) 世帯認定について

ア 入院患者の世帯分離の要件  
生活保護法上の病院の概念から老人保健施設が除外されたことに伴う所要の改正（局第1の1の(5)、局第1の2の(5)（エを除く。）及び局第2の1）

〔解説〕

従前、老人保健施設については、生活保護法上は医療扶助により対応することとし、旧老人保健法第四十六条の十七第一項等の規定により、病院として扱っていたところであるが、介護保険制度導入後

は介護扶助で対応することとし、介護老人保健施設は生活保護法上の病院としないものと整理した介護保険法第百六条等）ことから、世帯認定及び実施責任の取扱いにおいて、「入院」とは別に介護老人保健施設への入所を明記したものである。

なお、介護療養型医療施設への入所は従前どおり入院として捉える。

現在、入院中の世帯分離の要件については、出身世帯員との血縁関係及び患者の態に依じて入院期間が六カ月、一年、三年等と定められており、老人保健施設及び療養型病床群等が介護保険施設となっても、同様に取扱いすることとした。

なお、老人保健施設及び療養型病床群が介護保険施設となったことにより平均入所期間が変化し、

基本的性格が変容したと考えられるならば、今後病院とは別に介護保険施設であることに着目した取り扱いとすることが考えられる。

イ 生活施設入所中の世帯分離  
 介護施設等いわゆる生活施設入所者の世帯分離の要件に介護老人福祉施設を追加したこと(局第1-2(8))。

〔解説〕

介護老人福祉施設入所者の世帯分離の取扱いについては、これまでの特別養護老人ホームの場合と変わりはなく。

介護老人福祉施設はすべて老人福祉法上の特別養護老人ホームであるため、改めて書く必要はないのであるが、特別養護老人ホームが介護保険施設となっても取り扱いに変更がないことを明らかにするため、あえて併記することとした。

(2) 実施責任について

実施責任についても基本的に従前と変わらないが、次の二点を加

えた。

ア 居住地のない介護保険施設入所者

介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所し介護扶助を受けている者で、居住地のないものが、所管区域外に転院又は転所した場合には、当該介護扶助の委託の継続中、従前の保護の実施機関が保護の実施責任を負うものとした(局第2-3の創設)。

〔解説〕

居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者から新規申請があった場合の保護の実施責任は、原則として当該介護施設所在地を所管する保護の実施機関となるが、所管区域外に転院又は転所した場合には、介護扶助の委託の継続中は、従前の保護の実施機関が保護の実施責任を負うものとし、局第2の1の(2)に該当する場合(他に確実な帰来先がある場合) 以外は、現在地保護の例

によるものとした。

局第2の2(医療扶助の委託)と同じ内容であるが、急迫の場合には、当初は医療機関で対応することが想定され、介護扶助を行うことは想定しがたいことから、対象者から「要保護者」は除外した。

また、局第2の2は、自発的に転院、転所した場合であっても、客観的に委託替えすべきであったと認められるときには同様の取り

扱いとすべきと規定しているが、

介護保険施設の場合には、被保護者は介護保険の被保険者として保険給付を受けながら、併せて介護扶助を受けるものであり、利用者の意向をできるだけ尊重すべきであるから、こうした条件を付けずに介護扶助の委託が継続する限りはすべて従前の保護の実施機関が実施責任を負うこととしたものである。

なお、ここで規定しているのは施設介護の場合であり、介護施設

を退所して在宅に移った場合ももちろん当てはまらない。また特別養護老人ホームは、法第十九条第

三項及び第八十四条の三に、従前の保護の実施機関が実施責任を負うことが規定されているため、重ねて書いていないが、ここでいう「指定介護機関」には当然介護老人福祉施設も含まれる。

イ 介護老人福祉施設入所者からの新規申請

保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から新規申請があった場合、当該施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うべきであることを明記した(局第2-8の創設)。

〔解説〕

介護扶助の委託又は措置により介護老人福祉施設又は特別養護老人ホームに入所した場合については、従前の保護の実施機関が実施責任を負う旨の規定がある(法第十九条第三項及び第八十四条の三)

が、保護を受けずに介護保険のみ

の適用を受けて介護老人福祉施設に入所した者で、単身で身寄りが

ないなど他に同一世帯と認定すべ

き出身世帯がないものから保護の

新規申請があつた場合には、同施

設は生活施設であるため、そこを

居住地と判断することとなるので、

施設所在地を所管する保護の実施

機関が実施責任を負うこととなる

旨を明らかにしたものである。

なお、夫婦の一方が介護老人福

祉施設に入所している場合など、

出身世帯がある場合には、局第1

の規定に基づき、世帯認定と併せ

て実施責任を考へるべきであるこ

とから、但し書きを念的に規定

した。

おつて、措置により特別養護老

人ホームに入所していた者が介護

保険制度の施行後に保護を受ける

に至ったときの実施責任の特例に

ついては、介護保険法施行法第五

十六条に規定がある。

### (3) 最低生活費について

ア 介護施設入所者基本生活費等の取り扱い

介護施設入所者の基準生活費に

係る規定を整備した(局第6の2

の(2)のオ、(5)。

〔解説〕

介護施設入所者に係る需要のう

ち、介護保険の保険給付に対応す

る需要については、介護扶助で対

応することとなるが、介護報酬に

含まれない日常生活需要等に対応

するものとして、生活扶助に新た

に「介護施設入所者基本生活費」

及び「介護施設入所者加算」が創

設された。

基準額は、介護施設での需要の

実態等を勘案し介護施設三施設共

通で、各一万円、合計二万円であ

るが、介護施設入所者のうち、老

齢、母子、障害の三加算が適用さ

れる者には、介護施設入所者加算

に代わつて三加算の施設基準が適

用される。したがつて、最低で月

額二万円が介護施設入所者の最低

生活費として保障されたものでは

る。

月の中で入院・入所又は退院・

退所等があつた場合の基準生活費

の変更の取り扱いについては、現

行の日用品費の取り扱いと同様、

原則として基準額が減額となる場

合には翌月変更とし、増額となる

場合には日割りによりその日から

変更するものとした。

なお、入院患者日用品費の場合

は、入院患者の状態像が極めて多

様であることに鑑み、精神活動減

退者について一五%の減額とする

取扱いを講じているが、介護施設

入所者については、こうした措置

は講じなかつた。

イ 短期入所が一カ月を超える場

合の基準生活費の取扱い

短期入所の利用が月の初日から

一カ月を超える場合には基準生活

費を施設基準に変更するものとし

たこと(課第4の66)。

### 〔解説〕

介護保険においては、短期入所

系サービスの利用限度日数は、原

則として要介護度五で四十日程度

である。しかし、特養の待機所と

して短期入所介護が利用されてい

るといふ実態に配慮して、前三、

四カ月における利用が一定以下の

場合に次回要介護認定の有効期間

内において利用枠が拡大されるほ

か、利用しない訪問通所系サービ

スの使い残し分を換算して振り替

え利用できるなどの特別な措置が

講じられている。

したがつて、一カ月を超えて長

期間短期入所を利用する場合も考

えられるが、その場合には基準生

活費を介護施設基準に変更するも

のである。

現行でも、短期入所が一カ月を

超える場合には翌月から居室基準

に代えて入院患者日用品費を計上

する取り扱いとされているが(昭

る指導)、結果的に一カ月を超えることがあっても事前にこれを知ることができないため、短期入所の利用が一カ月を超えたことを確認して翌月から入院患者日用品費に変更することとしている。

これに対し、介護施設の場合は、居宅介護支援計画により予め利用が長期にわたることを見込むことができるため、月の初日から一カ月の利用予定が認められるときは、当該月から変更することとした。

なお、月の中途から翌月の中途まで短期入所を連続して利用し、その日数が三十日を超えた場合であっても、過去(前月)に遡って基準生活費の変更し、調整することとは要しないこととした。

#### ウ 介護保険料加算

介護保険料加算は、当該納期において納付すべき実費とし、日割りは行わないことを規定した(局第6の2の(2)のケ)。

また、市町村間移動に伴う過誤

納による精算を、移動後の保護の実施機関において行うこととした(課第4の68)。

#### (解説)

本来、生活保護の基本原則からすれば、毎月均等額を加算すべきであるが、介護保険料には、月額という概念がなく、年間保険料額を市町村ごとに定める納期(二カ月ごとなど)に按分した額を賦課されるものであり、被保険者はあくまで当該納期に定められた額を納付する義務を負うものである。

このため、毎月均等額を加算するとすれば、納期月において加算額に過不足が生じ、特に不足する場合には未納となってしまう適切でないことから、納期月において実際に生ずる需要に対応するものとして、納付すべき実費を加算することとしたものである。

また、被保護者には、第一段階の保険料が適用されるが、新たに保護を開始したときは、開始日の

属する月から第一段階が適用され、再算定された年額保険料から既納分を差し引いた額を未到来納期に按分した額が賦課されることとなる。この場合の開始月における日割りにについても、上記と同様の理由から、保護開始日以降の日数に応じた日割りを行うことなく、実費を加算することとした。

ただし、保護開始前の滞納分に係る保険料については、請求があっても加算することは認められないこととした。

なお、他の市町村に転居した場合には、転居前の市町村から、過納があれば還付が、未納が生じれば追納の請求(納期の違い等によるもので滞納分とは異なる。)がある。前者の場合収入認定の対象となり、後者の場合は介護保険料加算の対象となるが、これらの事務を転居後の住所を所管する福祉事務所が行うこととした。

エ おむつ代の支給

おむつ代の支給について、介護施設入所者のおむつ代に係る需要は介護報酬に含まれることから、介護施設入所者を支給対象から除外した。

また、居宅介護についても、短期入所系のサービス利用者については、おむつ代は介護報酬に含まれていることから、本来利用している間は計上を要しないものであるが、日割り計算するとすれば事務が複雑であり、また、まとめ買いをすることも考えられることから、これを考慮して、月の利用が二分の一を超える場合に限り調整することとした(局第6の2の(6)の(カ)、(キ)及び課第4の(69))。

(4) 収入認定について  
ア 介護保険料特別徴収対象者の当該年金の収入認定

月額一・五万円以上の老齢年金等受給者については、当該年金から介護保険料が特別徴収(天引き)されるものであるが、これらの者

については、介護保険料加算を算定せず、収入認定において、年金収入から天引きされた介護保険料を控除することとした（局第7の1の(4)のイ）。

イ 介護費貸付金の収入認定除外

介護保険の保険給付が償還払いとなる場合の当面の費用への対応として、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金において介護費に係る貸付金が本年度から創設されたところであるが、これに伴い、当該貸付金等を収入認定除外とするとともに、償還金を収入から控除することとした（局第7-2-1(3)ウ及び課第6-40並びに局第7-4-1(3)）。

(5) 介護扶助の決定について

ア 収入充当順位

介護扶助の創設に伴う収入充当順位については、需要の安定性から、医療費を介護費の次とし、生、住、教、介、医の順とした。イ 要否判定に用いる費目

介護開始時における要否判定費

目について、介護扶助基準を加えた。ただし、住宅改修については、住宅扶助の住宅維持費と同様、介護開始時の要否判定に用いないこととした（課第7の4）。

ウ 概算介護所要額の算定方法

保護の要否判定に係る介護費の取り扱い

(ウ) 居宅介護

介護扶助にかかる要否判定は、概算介護所要額による一カ月あたりの需要を基本とし、短期入所系のサービスについては、区分支給限度額の管理期間の上限額を毎月平均的に利用した場合の需要を用いることとした（局第8の2の(4)のア、課第7の14）。

なお、課第7の14にいう「当該期間」とは、当該区分支給限度管理期間全体の六カ月をいう。支給限度管理期間の中途の申請であっても、現在の受給に係る区分支給限度管理期間の残りの期間でなく、

始期から終期までの六カ月を指す。

また、短期入所生活介護及び痴呆対応型共同生活介護は、居宅介護支援計画に記載されないことから、局長通知でアとは別途に規定した。

(イ) 施設介護

施設介護については、当該者の要介護状態区分に応じた一カ月あたりの施設介護サービス費及び食費を算定するものとした。

(ウ) 福祉用具購入

福祉用具購入については、区分支給限度基準額に係る限度額管理期間が十二月とされていることから、上限額を十二で除して得た額の範囲以内で計上するものとした。

(イ) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導については、医師の指示に基づき行われるものであること、居宅介護支援計画に記載がされないこと、サービス提供者により報酬が異なることから、本人の申し立てに基づき、サービ

ス機関及び主治医に確認したうえで上限額の範囲内で認定することが基本となる。

ただし、すべてこのような手続きによることは事務が繁雑となることから、過去の利用実績等から必要性が判断される場合には上限まで計上することとし、主治医の意見を省略して差し支えないこととした（課第7の15）。

(参考) 介護保険における居宅療養管理指導に係る介護報酬点数

・ 医師又は歯科医師 月一回まで 九四〇点

・ 薬剤師 月二回まで 五五〇点

・ 管理栄養士 月二回まで 五三〇点

・ 歯科衛生士 月四回まで 五〇〇点

二 技能修得費の拡充について

技能修得費の特別基準について支給条件を緩和するとともに、支

給対象となる講座等を拡大した(局第6の8の(2)の九、課第4の70)。

〔解説〕

(1) 趣旨

現下の不況による就職難において、稼働能力を有する世帯を就労に結びつけるためには、就職に役立つ資格取得を積極的に支援していくことが重要であり、ホームヘルパーなど今後雇用創出が見込まれる分野への就労を支援するため、技能修得費の支給条件を緩和するとともに、新たに教育訓練講座を支給対象とすることにより、当該世帯の自立の促進を図ることとするものである。

(2) 具体的改正内容

昭和四十四年三月二十九日社保第76号局長通知による特別基準額二十二万円を保護の実施要領に規定するとともに、次の改正を行った。

ア 支給条件の緩和

現行の規定では、「当該世帯の自

立を助長することが確実に見込まれる場合」とされているが、現下の就職難において、確実な就職見込みを条件とすることは著しく対象者を狭めてしまうことから、「当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合」に改め、条件を緩和した。

ただし、自動車運転免許については、これまでどおり取得が雇用の条件となつている場合等に限定することとした。

イ 就労のための教育訓練講座を受講する場合を新たに追加

雇用保険法第六十条の二に規定する教育訓練給付金の対象となる労働大臣の指定する教育訓練講座

(原則として当該講座終了によつて当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格を得られるものに限る。)を受講する場合であつて、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合には、技能修得費の対象とした。

なお、教育訓練給付金支給制度の支給対象となる者については、受講終了後給付金を申請させ、当該給付金を収入認定することとなる。

(参考) 教育訓練給付金支給制度  
対象者：雇用保険被保険者期間  
五年以上

給付率：教育訓練の経費の八〇  
%(上限二十万円)

指定講座：三百一カ所の教育施設  
で四千六十八講座

給付手続：受講終了後、受講終了  
証明書により申請

三 特別基準の設定に関する  
都道府県知事承認の廃止

地方分権一括法の施行に伴い、都道府県は市福祉事務所の行う保護の決定及び実施の事務について、知事承認という関与ができないこととなるため、特別基準の適用条件について整理した。

〔解説〕

特別基準は、一般基準では賄えない特別な需要に対し、必要即応の原則から、個別に認定されるものであるが、認定に当たっては基準及び程度の原則に照らし、当該地域の一般世帯との均衡を失しない程度において必要最少限度のものでなければならない。

そこで、これまでは、一定額以下のものについては、保護の実施機関限りの判断とし、一定額以上のものについては、「都道府県知事の承認を得た上で」として都道府県知事の判断にからしめ、広域的な公平性の確保など、適切な運営を確保するようにしてきたところである(知事承認基準)。

本年四月からの地方分権一括法の施行に伴い、国と地方公共団体及び都道府県と市町村の関係は対等とされ、個別法に特段の定めがない限り、都道府県は市町村に対し、地方自治法に定める関与の類型(地方自治法第二百四十五条か

ら第二百四十五条の八まで)であ

4の30)

る①助言、勧告、②資料の提出要  
求、③是正の指導、④代執行、以  
外の関与はできないこととなった。

・住宅維持費(局第6の4の(2)の  
イ)

そこで、これまでの知事承認及  
び知事の経由の義務づけなどの運  
用基準を見直し、①廃止するもの、

・生業費(局第6の8の(1)のア)

②具体的な処理基準を示した上で  
福祉事務所限りとするもの、③厚  
生大臣が特別基準を設定するもの  
に整理した。

・技能修得費(局第6の8の(2)の  
ウ)

①、②に該当するものは、主と  
して次のとおりである。

・自動車保有容認(課第3の9  
及び3の12)

・収容基準生活費の一級上位基準  
の承認(局第6の2の(1)のク)

・預託による収入認定除外に関す  
る知事承認(課第6の34)

・他人介護料(局第6の(2)のエの  
(オ)

なお、特別基準設定の手続きと  
して、福祉事務所による特別基準  
の認定に当たって審査すべき資料  
等を、局第6の10に(3)を加えると  
ともに、新たに局第6の10の(4)を  
加え、告示及び福祉事務所承認に  
よる特別基準によりがたい場合に  
は厚生大臣に情報提供するよう定  
めたところである。(保護の実施機  
関からの情報提供に基づき、厚生  
大臣が個別に特別基準を設定する  
こととなる。)

・家具什器費(局第6の2の(7))

・預託による収入認定除外に関す  
る知事承認(課第6の34)

・住宅扶助基準(告別表第3の2、  
局第6の4の(1)のオ)

・「失業対策事業等文言の削除(局  
第7の1の(1)のイ、課第6の24、  
課第6の36、課第7の7)

・転居に際して敷金の承認(課第

・「失業対策事業等文言の削除(局  
第7の1の(1)のイ、課第6の24、  
課第6の36、課第7の7)

#### 四 その他

6の2の(10)のア)

本年度においては、介護保険導  
入に伴うもの、地方分権一括法の  
施行に伴うものなど、大規模な実  
施要領の改正が行われたところで  
あるが、これと併せて、①形骸化  
しており廃止が適当と思われるも  
の、②原理・原則から改めて言う  
までもないもので、必要以上に微  
細な条件又は指示となつていても  
の、③例示が今日的でないもの等  
を見直し、次のような改正を行っ  
た。

・風呂桶の修繕費に係る条件を削  
除(課第4の14)

・資産保有に関する生活用品の分  
類の例示の見直し(課第3の8)

・便所の設置費に係る条件を削除  
(課第4の38)

・配電設備費の条件を削除(局第

・戸又は畳がない場合の住宅維持  
費の支給(課第4の39)

・配電設備を定額制から従量制に  
改造する場合の費用(課第4の  
7)

・「失業対策事業等文言の削除(局  
第7の1の(1)のイ、課第6の24、  
課第6の36、課第7の7)

・訪問調査に係る定期訪問月の指  
定(局第10の1の(2))

### 医療扶助の運営

#### 一 医療扶助の状況

最近の医療扶助の動向をみると、  
医療扶助人員は昭和五十九年から

続いた減少傾向が平成六年度以降  
増加傾向に転じ、平成十一年三月  
現在では、約七十八万二千人が医  
療扶助を受給しており、被保護人



員（約九十七万七千人）に占める割合は八〇・一％となっている。

また、予算額をみると、平成十二年度予算では医療扶助費は約六千六百二十七億円となっており、保護費負担金（約一兆一千九百四十億円）に占める割合は五五・五％となっている。

## 二 医療扶助運営要領等の改正

今回、医療扶助関連通知については、「生活保護法による医療扶助運営要領について等の一部改正について」（平成十二年三月三十一日社援第八百十四号厚生省社会・援護局長通知）及び「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について等の一部改正について」（平成十二年三月三十一日社援保第十四号厚生省社会・援護局保護課長通知）により改正したところであるが、その主な改正の内容は次のとおりであるので、取り扱いに留意願いたい。

### (1) 介護保険法（平成九年法律第

百二十三号）及び介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）が平成十二年四月一日に施行されることにより、従前の医療扶助による老人保健施設への入所が、介護扶助による介護老人保健施設への入所に移行すること等に伴い、老人保健施設について規定する部分等を整理した。

### (2) 地方分権の推進を図るための

関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）が平成十二年四月一日に施行されることに伴い、都道府県知事への協議等を義務付けている部分を整理し、また、治療材料の給付について、従前都道府県知事の承認を要するとしていたものを福祉事務所長による承認と整理した。

### (3) 生活保護法による医療扶助に

おける医療券様式を平成十二年

四月一日から変更することに伴い、従前の医療券様式について規定している部分を整理し、また、従前の様式を前提とした診療報酬明細書の審査事項を整理した。

## 三 医療扶助の適正な運営

近年、被保護者の八割が医療扶助を受給し、また、保護の開始理由の八割が傷病であることから明らかにかなように、医療扶助の生活保護制度に占める比重は大きく、その適正運営は重要な課題となっている。

そのため、医療扶助の運営にあたっては、各通知により適正な実施を図るとともに、さらには次の事項について一層の強化を図る必要がある。

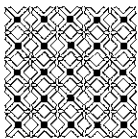
### (1) 長期入院患者の需要、出身世帯との関係、他法措置との関係

等処遇検討の基礎となる実態を常時的確に把握し、当該患者に

対して適切な処遇を確保するよう積極的に取り組むこと。

(2) 長期にわたり外来で受療を続ける患者については、入院の必要性を含め治療の継続の要否を嘱託医や主治医との協議により確認し、当該患者に対し適切に療養指導を行うこと。

(3) 医療扶助における通院患者については、レセプト点検により診療日数を把握し、診療日数が過度に多い者については、嘱託医や主治医との協議により必要な受診回数を確認し、適正受診を指導すること。



# 平成十二年度における生活保護指導監査方針

厚生省社会・援護局監査指導課

## 生活保護指導監査方針

生活保護法施行事務監査について

では、本年三月三日及び三月十三日に開催された社会・援護局主管課長会議、生活保護関係全国係長会議においてその概要を不すととも、「生活保護法施行事務監査の実施について」(三月三十一日付社援第八百三十四号厚生省社会・援護局長通知)及び「生活保護法施行事務監査並びに指定医療機関に対する指導及び検査の実施における主眼事項及び着眼点について」(三月三十一日社援監第四号社会・援護局監査指導課長通知)をもつて具体的取り扱いを示したところであるが、その概要は、以下のとおりである。

### 一 指導監査にあたっての基本方針

近年の保護動向を見ると、平成四年度以降、ほぼ横ばいで推移してきたところであるが、不況等の

厳しい社会経済状況の下、平成八年度後半からは都市部を中心に増加傾向に転じ、平成十一年八月現在の概数値によれば、被保護人員は九十九万六千人、保護率七・九%となっており、現在では既に百万人を超えたものと推測される。

こうした中、福祉事務所の実施体制について見ると、ケースワーカーの四分の一が毎年人事異動の対象となっているほか、査察指導員についてもケースワーカーの経

験を有しない者が全体の三割を占め、また、被保護世帯数が増加傾向にある一部の福祉事務所において、ケースワーカーが標準的配置数に比して不足する状況にあるなど、実施体制の強化が大きな課題となっている。

また、福祉事務所の保護の実施状況を見ると、全体としては制度の適正な運営に向けて熱意ある取り組みが行われていることは認められるものの、

① 依然として、毎年、就労収入の無申告及び過少申告、各種金の無申告等による不正受給が認められ、平成十年度においても四千六十三件、額にして約三十億円の不正受給が発見されている。また、会計検査院の実地検査においても同様の事例につ

いて指摘がされている。

② 被保護世帯に対する指導等の状況を見ても、およそ五割のケースが不適切な取り扱いであるとして、文書による指摘を受けしており、(平成十一年度厚生省実施分)その要因について検討すると、現業活動の基本となる処遇方針、病状把握、訪問調査活動等について問題が見られるところである。

指導監査はこのような現状を踏まえつつ、以下の事項に留意のうえ、その実施に当たること。

### 二 福祉事務所の指導監査における重点事項

管下福祉事務所に対する指導監査は、以下の事項を重点としたうえで、「別紙一」都道府県・指定都市

が行う指導監査の主眼事項及び着眼点」に基づき実施されたい。

なお、生活保護の指導監査に係る業務は、平成十二年四月一日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、法定受託事務とされたことに伴い、本「主眼事項

及び着眼点」は改正地方自治法第二百四十五条の九に定める、地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準（事務処理基準）とするものであるが、

現在、当該基準について、地方分権推進委員会に協議中であるので、協議が整い次第、改めて通知することとしている（地方分権推進委員会との協議において、内容の一部修正部分もあり得るので、この点（留意願いたい）。

(1) 保護の適正実施の推進

ア 保護の相談・申請・開始段階における助言指導及び調査の徹底  
面接相談に当たっては、懇切丁寧な対応を行い、相談内容を十分引き出し生活保護制度上の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検するなど、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

また、民生委員との連携、他の行政部局との連絡体制など生活困窮者に関する情報が、福祉事務所の窓口につながるような体制づくりにについても指導すること。

さらに、申請者から生活歴、家族構成、病状、収入（恩給を含む）、資産等を十分聞き取るとともに、調査に必要な同意書の徴取を行うたうえでの、金融機関、生命保険会社、社会保険事務所、都道府県の恩給関係担当部局等への関係先調査、病状把握及び扶養義務者に対する扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

イ 被保護世帯に対する受給要件の確保と指導援助の推進

(ア) 資産及び収入の把握  
被保護者に対し、収入申告書の定期的な提出を行うよう指導し、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

なお、課税調査については一斉点検により実施し、その結果について収入申告書の内容と照合を行うこと。また、各種年金等については、その受給権の有無及び受給状況を適切に把握するよう指導すること。

また、扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえ、被保護世帯と関係の深い者について、重点的に調査を行うよう指導し、特に被保護世帯から転出した成人した子や生別母子世帯の前夫に対する調査については、扶養の可否を照会すると

どもならず世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、管内又は近隣市区町村に居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

(イ) 被保護世帯の実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問活動等の推進  
処遇方針は、ケースワーカーが当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、処遇方針樹立の前提となる実態把握やその評価が極めて形式的、画一的になっていく傾向がある。

したがって処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等により、ケースの生活実態や病状を十分に把握・検討したうえで樹立するとともに、自立助長選定ケースや処遇困難ケース等は、ケース診断会議を開催するなどして、処遇方針の組織的な検討を進めるよう指導すること。

したがって処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等により、ケースの生活実態や病状を十分に把握・検討したうえで樹立するとともに、自立助長選定ケースや処遇困難ケース等は、ケース診断会議を開催するなどして、処遇方針の組織的な検討を進めるよう指導すること。

一方、訪問調査活動は、年度当初に計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況変化に応じて随時訪問するとともに、調査の目的を十分認識して実施するよう指導すること。

特に、保護開始時にはその生活実態等を早期に把握する必要があるので、訪問格付にとられることなく、実態把握に必要な訪問調査活動を実施するとともに、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては、訪問格付を高位に付け訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、世帯主の来所時に不在理由等その実情を聴取することはもとより、世帯員、民生委員等から生活状況等を聴取

するとともに、可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

(ウ) 稼働年齢層の者に対する指導の徹底

稼働年齢層の者については、訪問による生活実態の把握、主治医訪問等による病状調査を行い、就労の可否について十分検討すること。その結果就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助を図りつつ、求職活動状況報告書の徴取、公共職業安定所への同行訪問等による就労指導の徹底を図り、早期の自立助長のため、時機を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等から見ても、就労日数又は就労時間が少ないなど、稼働能力を十分活用していないと考えられる者に対しては、必

要に応じ就労先等の関係先調査を行い、就業実態を的確に把握のうえ、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、必要に応じ転職指導を行うなど積極的な増収指導を行うよう指導すること。

(エ) 不正受給防止対策の徹底

平成十年度において不正受給として措置したものは、四千六百十三件、約三十億円となっている。不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、その発生要因を検討すると、訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査が不十分な事例が少なくない。

については、収入申告内容に疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査及び課税状況調査等の点検により内容審査を徹底し、福祉事務所

の指示に従わないケースに対しては文書指示を行うなど厳正に対処するよう指導すること。また、不正受給を発見した場合には、発見時点における収入の遡及調査(原則として五年)、預貯金等の関係先調査の実施、稼働能力を有する場合の活用指導の徹底等、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応を行うよう指導すること。

(2) 要援護世帯に対する指導援助の充実

高齢者、傷病・障害者等要援護世帯が保護受給世帯の大きな層を形成している。

これらの世帯の需要は多岐多様にわたっており、単に保護費を給付するといった所得保障の対応だけではその需要を満たすことにはできないケースが大半である。

については、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、他法他施策の活

用、保健所、医療機関、各種相談員等関係機関との連携を密にした幅広い対応に努めるよう指導すること。

### (3) 組織的な運営体制の確保 ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置についての指導

ケースの処遇及び事務処理等に支障を来さないよう査察指導員、ケースワーカー等の適正な職員配置に努めさせるとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要保護者が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員、ケースワーカーが不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について特に配慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持向上のための指導援助

福祉事務所においては、毎年的人事異動で現業経験の少ない職員や現業経験のない査察指導員が一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の維持向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保するうえで極めて重要な課題となっている。

このため、本庁においては、新任ケースワーカーに対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や県外研修への積極的な参加を指導するなど、関係職員の職務能力維持向上のための指導を行うこと。

### イ 計画的な運営管理の推進

毎年、管内の保護動向、前年度の監査指摘事項等を踏まえ、管下福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを福祉事務所に

示すこと。そのうえで、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となって組織的に取り組むよう指導すること。

また、個別ケースの検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、自主的内部点検等により、積極的に取り組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等問題を抱えるケースの取り扱いについては、ケース診断会議を積極的に活用するなどして、幹部職員、査察指導員、ケースワーカー等全職員が一体となって、問題解決に取り組む体制を確保するよう指導すること。

### ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態を見ると、

業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動がケースワーカー任せとなり、長期間訪問がされないケースが生じたり、年金等の申請手続きの遅れ等保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じることとなっている。

については、本庁において「査察指導台帳」の作成等を盛り込んだ査察指導員業務マニュアルを策定するなどして、査察指導員が個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与するとともに、重点的な指導を要するケースについては随時必要な指示ができるような体制の確立について指導すること。

### (4) 医療扶助の適正運営の確保

被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このために必要に応じて主治医及び囑託医の

意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

また、ケースワーカーが被保護者の病状等を把握するために、レセプトを常時活用し得る状態を確保したうえで、レセプトの縦覧点検を行うとともに、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。

さらに、医療券等の様式変更に伴い、医療扶助実施方式の一部が変更されることから、管下福祉事務所に対する指導監査において、医療券交付処理簿とレセプトの照合状況について確認されたい。

### 三 福祉事務所の指導監査に当たって留意すべき事項

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令及び取扱指針等に照らし、個別かつ具

体的に検討し、必要是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するために重要な役割を担っている。

については、本庁の指導監査の実施に当たっては、次の観点を踏まえ、効果的な指導監査に努められたい。

#### (1) 組織的運営体制の整備について

ア 本庁の指導監督担当職員においても、人事異動等により生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加しているが、福祉事務所の実施体制の現状を鑑みれば、本庁の指導力の維持向上は緊急の課題である。

については、指導監督職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等により、その職務能力の維持向上に努めること。

イ 本庁の行う指導監査の実効性の確保のためには、指導監督担当職員それぞれが管下福祉事務所に對する指導監査に当たつての課題について十分な議論と意思疎通を行い、共通認識のもと指導監査に当たることが重要である。

については、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討が行われる体制を確保するとともに、特に管内保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に對しては、幹部職員が自らその指揮に当たること。

#### (2) 福祉事務所の課題に応じた的確な指導監査の実施について

本庁においては指導監査の実施要綱を定め、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施

計画を策定すること。このため各福祉事務所毎の「指導台帳」を整備すること。また、指導監査の実施に当たっては、単に個別ケースの取扱の適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に応じて、組織的運営体制に関わる事項、本庁の示した標準的基準の実施状況等、制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効を期すこと。

#### (3) 指導監査結果に基づく是正改善指示について

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員全てが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制作り、実施体制の整備等問題解決に向けて、組織を挙げて取り組むことが必要である。

監査結果の問題点等については、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工

夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生の原因を確認するとともに、その問題の所在を明らかにし、具体的な改善方策を指示すること。

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題の所在を十分認識させるとともに、問題の所在によっては市の理事者に対して十分な説明を行い、効率的に組織的な改善が図れるよう指導の徹底を図ること。

**(4) 小規模福祉事務所に対するきめ細かな指導上の配慮について**

被保護世帯数が二百世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約四割を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年の人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理がケーススワーカー任せになるなど、生活保護制度の運営に何らかの問題を生じかねな

い現状にある。

については、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、本庁による実務中心の研修会の開催や巡回指導を行うなど、創意工夫を凝らしたきめ細かな指導を行うこと。

**四 不祥事の発生防止について**

近時、福祉事務所職員が保護費を着服する不祥事が発生したところである。

このようなことは、国民生活の最後のよりどころとされる生活保護制度や福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あつてはならないことである。

ついては、今後、次の点に留意

のうえ、管下福祉事務所に対して必要な指導を徹底し、不祥事発生の未然防止に万全を期されたい。

- (1) 保護の開始、停止、変更及び費用の返還・徴収などの決定に伴う審査及び点検を十分に行うため、

所長等幹部職員は形式的な決裁を避け、ケースの実態等を十分に把握すること。また、査察指導員においては、査察指導台帳等の活用によりケースの進行管理及び審査体制を確立すること。

(2) 自主的内部点検における経理状況の点検（定期的又は随時行う関係帳簿との照合、金銭の取り扱

いが複数の職員によりチェックされる体制の確立等）の実施状況について確認すること。

(3) 各都道府県本庁においては、管下福祉事務所における実施体制を確認し、特に、査察指導員が個別ケースを担当するということがないよう、必要な指導を行うこと。

(4) 保護金品の支給、返還に係る措置については庶務係又は経理係が行うこととし、査察指導員も含めた保護担当職員は「一切現金を扱わないこと」を徹底すること。

(5) 都道府県本庁は、管下福祉事務所職員の倫理等の研修に努めるほか、各福祉事務所において、所

内の研修・会議等のあらゆる機会をとらえ、不祥事発生の防止について意識の喚起に努めるよう指導すること。

**五 指定医療機関に対する指導及び検査について**

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管下福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「別紙2」都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点に基づき実施すること。

なお、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処するなど医療扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、社会保険など各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導を実施すること。

〔別紙1〕 都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着眼点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 民生委員との連携、他部局との連絡体制など生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるような体制になっているか。</p> <p>(6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、拳証資料等に基づき十分審査されているか。また、関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。</p>
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p> <p>ア 権利、義務の周</p>	<p>ウ 法第六十三条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2) 病状把握の状況</p> <p>病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(3) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者（特に生別母子世帯の前夫及び転出した子の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できるときには、実地に調査されているか。</p> <p>ウ 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。</p> <p>エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>オ 別世帯の健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分図られているか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等によ</p>



知徹底及び資産、収入の把握

- り、適時適切な指導が行われているか。
- また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。
- 2 資産及び収入の把握
  - (1) 資産の把握
    - ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。
    - また、資産の申告内容に変化はないか。
    - イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。
  - (2) 稼働収入の把握
    - ア 収入申告書は、定期的に徴取されているか。
    - その際、給与証明書等拳証資料は添付されているか。
    - イ 収入申告書及び給与証明書等拳証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。
  - (3) 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握
    - ア 収入申告書は適切に徴取されているか。
    - イ 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。
    - また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。
    - ウ 仕送り額等は、的確に把握されているか。
  - (4) 収入申告書の内容確認
    - 収入申告書の内容を確認するため、課税状況調査等の一斉点検の実施について、努力されているか。
  - (5) 老齢基礎年金等の受給資格の確認
    - 一定の年齢に達した者について、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。
    - また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎

イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進

- 年金等の受給資格について確認されているか。
- (6) 扶養能力調査の実施
  - 扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要なものについては、適切に実施されているか。
- 1 処遇方針の設定
  - (1) 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分な評価検討された上で立てられているか。
  - (2) ケースの実態に即して世帯主及び世帯員についての処遇方針が的確に樹立されているか。
  - また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び在宅福祉サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。
  - (3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。
  - また、処遇の困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。
  - (4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。
  - 2 計画的な訪問の実施
    - (1) 訪問格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。
    - また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要がある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着眼し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。
    - (2) 個別のケースに対する訪問格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。
    - また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。
    - (3) 訪問は、訪問格付基準を踏まえるとともに、ケースの状況変化を考慮し、訪問計画を策定するなど計画的に実

施されているか。

3 訪問調査活動の状況

(1) 訪問調査活動は、予定どおり実施されているか。特に、長期間未訪問又は予定に比べ実施回数が少ないケースはないか。

(2) 訪問調査活動は、ケースの状況変化に応じて適切に実施されているか。

(3) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。  
また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、在宅福祉サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。

(4) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。

(5) 面接すべき者の不在が続くなどの場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。

また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。

(6) 長期にわたって来所による面接が続き訪問調査活動が行われていないケースはないか。

(7) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。  
また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。

(3) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の推進

1 就労阻害要因の把握

(1) 就労阻害要因的把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。

(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。

また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。

(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。

2 自立助長の指導状況

(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況報告書の提出等の指導により積極的に行われているか。

(2) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。  
また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。

(3) 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。

(4) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。  
また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。

(5) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。  
また、転職を含む増収指導が行われているか。

(6) 身体的、家庭的条件等に応じた適職指導が行われているか。

3 自立助長ケースの選定

自立助長ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースを中心に選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。

(4) 不正受給防止対策等の推進

2 要援護世帯に対する指導援助の充実

- また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行うとともに、毎年、課税状況調査等の一斉点検を行うなど、福祉事務所として、できるかぎりの努力が行われているか。
- (2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。
- 2 不正受給ケースに対する措置
- (1) 不正受給については、法第七十八条により厳正に措置されているか。
- また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。
- (2) 不正受給の原因分析及び再発防止対策は適切に講じられているか。
- 3 不正受給等の発生原因の把握とその対応状況
- (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第六十三条及び法第七十八条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないかなど、福祉事務所として取り組むべき問題の有無が検討されているか。
- (2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、その適切な対応が行われているか。
- 1 個別具体的な指導援助の充実
- (1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況
- ア 要援護世帯のニーズに応じ、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、老人訪問看護制度、老人保

3 医療扶助の適正運営の確保

- 健施設及び社会福祉施設等の各種保健福祉施策の活用は図られているか。
- イ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。
- ウ 高齢者、障害者等がいる世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。
- エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。
- (2) 母子世帯に対する指導援助の状況
- ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。
- イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。
- ウ 児童扶養手当等他法施策の活用についての指導は適切に行われているか。
- (3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況
- ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。
- イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療関係、学校等関係機関との連携、近隣住民の協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。
- また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。
- 1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況
- (1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。

- (2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。
- (3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。
- (4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。
- 2 レセプトの点検、活用状況
- (1) レセプトは、個別ケースごとに直近六か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。
- (2) 医療費の適正な支払のため、縦覧点検等レセプト点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。
- (3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。
- (4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。
- 3 移送給付等の状況
- (1) 移送給付
- ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。
- イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限り行われているか。
- ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。
- (2) 入院患者日用品費等給付

- 入院患者日用品費及び障害基礎年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
- (3) 施術、治療材料給付
- あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。
- 4 嘱託医等の配置及び活動状況
- (1) 嘱託医が週一回程度の所内勤務を行うなど、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。
- (2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。
- (3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。
- 5 本庁への技術的助言の要請状況
- 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。
- 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況
- (1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。
- (2) 患者の病状等に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。
- 特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。
- ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。
- イ 精神科の外来通院について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条の適用について検討が行われているか。

<p>5 組織的な運営管理の推進</p>	<p>4 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 実施体制の確保</p> <p>(2) 適正な入所措置事務等の確保</p>
<p>(3) 適正な保護の決定事務の確保</p>	<p>1 入所措置等を行うための職員配置などの組織体制や新任職員に対する研修など実施体制が確立されているか。</p> <p>2 措置台帳等諸帳簿は整備されているか。</p> <p>1 適正な入所措置事務は、確保されているか。</p> <p>(1) 適正に入所措置事務が行われているか。</p> <p>(2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。</p> <p>(1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。</p> <p>また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。</p> <p>(2) 入所措置後、年一回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。</p> <p>また、その状況は記録として残されているか。</p> <p>(3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。</p> <p>また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p> <p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p>

<p>5 組織的な運営管理の推進</p>	<p>(1) 計画的な運営管理の推進</p>
<p>(2) 生活保護の運営については、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な方針が決められているか。</p> <p>また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。</p>	<p>(1) 1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第六十三条及び法第七十八条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施するなど、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p> <p>2 運営の方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 生活保護の運営については、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な方針が決められているか。</p> <p>また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。</p>

(2) 査察指導機能の充実

- (2) 生活保護の運営は、基本的な方針を踏まえ、事業計画を策定するなど計画的に行われているか。  
また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。
- 3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況  
(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。  
(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。  
また、運営方針等に反映されているか。  
(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討しているか。  
(4) 経理事務処理の点検が実施されているか。
- 4 ケース診断会議の活用状況  
(1) 処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。  
また、所長等幹部職員が参画しているか。  
(2) ケース診断会議等の検討経過は記録されているか。  
また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。
- 1 現業活動の掌握体制の確保  
訪問計画の策定など計画的な訪問のための取り組みや訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。
- 2 訪問の進行管理

(3) 実施体制の確保

- (1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。  
また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。  
(2) 長時間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導を行っているか。
- 3 ケース審査及び助言、指導  
(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導を適切に行っているか。  
特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。  
(2) ケースワーカーに助言・指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。
- (3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切に行われているか。
- 4 処遇困難ケースへの対応  
(1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。  
(2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議などへの参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。  
(3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。
- 1 職員の配置状況  
査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。
- (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。
- (3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。

- (4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。特に査察指導員がケースを直接担当していることはないか。
- 2 面接相談体制の状況
  - 3 専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの複数面接の採用など面接相談体制が確立されているか。
  - 3 研修の実施状況
    - (1) 新任職員、中堅職員等職員の経歴年数に応じて生活保護制度の概要、実務、他法他施策等の職場における研修が適切に行われているか。
    - (2) ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか。
    - (3) 県外研修の実施等、研修内容には工夫がこらされているか。
  - 4 経理事務の処理状況
    - (1) 保護金品の支給手続・返還金の返還手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。  
特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。また、真にやむを得ない場合には、複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。
    - (2) 保護金品の支給については、定期的又は、随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。
    - (3) 法第六十三条による返還額の決定に当たり、その一部又は全部の返還を免除する場合は、個別の必要性が十分検討されているか。  
また、その内容は拳証資料等により明確にされているか。
    - (4) 法六十三条による返還金及び法七十七条又は法七十八条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。  
また、未収について、国庫負担金との調定は適切に行われているか。

6 福祉事務所の実情に  
応じた重点的な指導の  
徹底

- 5 ケース記録事務処理の管理状況
  - (1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。
  - (2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適切に行われているか。
- 6 その他
  - (1) 訪問用自動車等の整備等、必要な機動力が整備されているか。
  - (2) 特殊勤務手当は、妥当な額が支給されているか。
- 1 福祉事務所の実情に応じた取り組み状況
  - (1) 福祉事務所において、それぞれの保護動向について分析を行うなどにより、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。
  - (2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行うなどにより、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。
  - (3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所はその原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。
  - (4) 特に、小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか。  
また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。
- 2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況





保護施設に係る指導監査方針

生活保護法第四十四条第一項に基ついて都道府県知事、指定都市又は中核市の長が行う保護施設に対する指導監査の事務については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成十一年法律第八十七号) によつて法定受託事務とされた。これを受け、都道府県知事等が行う保護施設監査事務について、指導監査の適正な実施を図るために、新たに「生活保護法保護施設指導監査要綱」を定め、平成十二年四月一日から施行する旨「生活保護法」による保護施設に対する指導監査について(三月三十一日付社援第八百七十二号厚生省社会・援護局長通知)をもつて示したところであり、その内容は次のとおりである。

平成十二年度の保護施設の指導監査に当たっては、当該監査要綱により行うとともに、社会・援護局関係全国課長会議及び生活保護

関係全国係長会議で示した事項にも留意のうえ、実施するものであること。

なお、当該通知は改正地方自治法第二百四十五条の九に定める事務処理基準とするものであるが、その取り扱いについて、現在、地方分権推進委員会に協議中である。事務処理基準として協議が整い次第、改めて通知することとしている(地方分権推進委員会との協議により、内容の一部修正もあり得るので、この点留意が必要である)。

1 指導監査体制等の充実

保護施設の指導監査に当たっては、他の社会福祉監査との連携を保ちつつ指導監査体制を整備し、適正な法人・施設運営が確保されるよう計画的に指導監査を実施すること。

なお、監査の結果から多くの問題が認められる法人・施設に対しては、問題点に応じ重点的かつ継

続的な指導を行うこと。

2 保護施設等に対する指導監査の実施

(1) 入所者処遇に重点をおいた指導監査の実施

施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、各種の社会的不利を有する入所者個々の人権を尊重した運営がなされているかに重点をおいた指導監査を実施するとともに、入所者の自立、自活等への援助に向けた取り組みを一層図られるよう指導すること。

(2) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

職員の処遇については、適切な給与水準の確保や労働時間の短縮等労働条件の改善を図るとともに、研修の実施等職員の資質向上及び福利厚生等の志気高揚策の充実に努め、有用な人材の確保及びその定着化を指導すること。

(3) 社会福祉法人及び施設の適正な運営管理体制の確立

法人運営の中核となる理事會運営の適正化及び監事機能の充実を図るとともに、施設における経理事務に関する内部牽制体制の確立等について指導すること。

《生活保護法保護施設指導監査要綱》

1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第四十四条第一項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによつて、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること

ア 一般監査

一般監査は、原則として全て

の保護施設に対し、年一回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を二年に一回として差し支えないこと。この場合、実地監査を行わない年には、書面監査を実施すること。

#### イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正または著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があるとき疑うに足る理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき  
(エ) 正当な理由がなく、一般

監査を拒否したとき

#### (2) 指導監査計画等

##### ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

##### イ 特別監査

特別監査は、不正または著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

#### (3) 監査班の編成

ア 監査班は、監査に当たたる職員（監査吏員）二名以上をもって編成するものとし、特に重要な問題が予想される保護施設の監査に当たっては、主管課長等

がその指揮に当たること。

イ 監査吏員は、生活保護制度のみならず、関係諸制度等幅広い専門的知識能力をもつことが要請されることから、関係職員の資質及び職務能力の向上を図るための教育訓練に努めること。

#### (4) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

##### ア 指導監査の根拠規定

##### イ 指導監査の日時及び場所

##### ウ 監査吏員

##### エ 準備すべき書類等

#### 3 指導監査後の措置

##### (1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

##### (2) 指導監査の復命

監査吏員は、帰庁後送やかに上司への復命を行うこと。  
また、監査の結果については、

復命会等により、問題点の分析検討を行い、保護施設のとるべき措置を具体的に決定すること。

##### (3) 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、具体的改善措置状況の期限を附して資料の提出を求めること。

また、必要に応じ監査吏員を派遣してその改善状況を確認すること。

##### (4) 改善命令等

上記(1)の指導監査通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第四十五条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

##### 4 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

〔別紙〕保護施設指導監査事項

主眼事項 着 眼 点

第1. 適切な入所者処遇の確保

施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。

1. 入所者処遇の充実

(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。

ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。

また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえ、うえて策定され、必要に応じて見直しが行われているか。

イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。

ウ 処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。

エ 入所者の処遇記録等は整備されているか。

オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。

(2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。

ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策定されているか。

イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。

(3) 適切な給食を提供するよう努めているか。

ア 必要な栄養所要量が確保されているか。

イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検査等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。

ウ 検食は、適切な時間になされているか。(原則として食事前になされているか。)

また、各職種職員の交替により実施されているか。

エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。

また、入所者の身体状況に応じた食事のための自動具等の活用がなされているか。

オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。(安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか。)

カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。(特に夕食時間は早くても十七時以降となっているか。)

キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。

ク 保存食は、一定期間(二週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。

ケ 食器類の衛生管理に努めているか。

コ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。

(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。

ア 入所者の入浴又は清拭(しき)は、一週間に少なくとも二回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週二回の入浴等が確保されているか。

イ 入浴に当たつての健康状態のチェックは行われているか。

ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。

エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数等の配慮が行われているか。

(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。

ア 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。

また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。

イ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。

また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。

ウ 便秘の続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に行われているか。

エ おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。

オ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。

(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。

ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。

イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。

ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。

エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。

(7) 医学的管理は、適切に行われているか。

ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。

イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護婦等への指示が適切に行われているか。

ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。

エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。

## 2. 入所者の生活環境等の確保

(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。

(9) 家族との連携に積極的に努めているか。  
また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。

ア 入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。

また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家族との連携を図る等適切に対応されているか。

さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。

イ 家族の面会が長期にわたって行われていない場合、

家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。

(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。

(11) 実施機関との連携が図られているか。

ア 入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等のために、必要な時期に、入所者の心身の状況等について検討を行い、その更生の目標、実施方法等を決定し実施し、

必要に応じて報告しているか。

イ また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられているか。

施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。

ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。

また、障害に応じた配慮がなされているか。

イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。

ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照

### 3. 自立、自活等への支援援助

明は適切になされているか。

エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。

オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。

カ 衛生設備(特に調理室等)、給水・配水及び汚物処理施設の管理は、適切になされているか。

キ ボイラー、電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理は、適切になされているか。

ク 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。

入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。

#### (1) 救護施設関係

ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業は、計画が作成され適切に実施されているか。また、参加促進のための工夫がなされているか。

イ 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。

ウ 精神障害者等社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。

エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。

オ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。

カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。

#### (2) 授産施設関係

ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定

するため、総合診断会議を開催するなど、組織的検討が行われているか。

イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。

ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものとなっているか。

エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。

オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。

カ 肢切断または機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。

キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。

ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。

ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。

コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。

サ 工賃の支払いは適正に行われているか。

シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。

健全な施設環境が確保され、施設職員が社会福祉事業に関する熱意及び能力を有しており、適切な基本方針のもとに施設運営が行われているか。

(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。

(2) 必要な諸規程は、整備されているか。管理規程、権利規程等必要な規程が整備され、当該規程が適切に運用されているか。

#### 第2. 社会福祉施設運営の適正実施の確立

##### 1. 施設の運営管理体制の確立

- (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。
- (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。
- ア 通所事業などを実施する施設にあっては、指導員等の加配が行われているか。
- イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。
- ウ 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的かつ計画的に実施されているか。
- エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。
- (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。施設長に適任者が配置されているか。
- ア 施設長の資格要件は満たされているか。
- イ 施設長は専任者が確保されているか。
- 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
- (7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。
- (8) 施設設備は、適正に整備されているか。
- また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。
- (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。
- ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。
- イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。
- ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。
- エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。

## 2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実

- (1) 適切な給与水準の確保
- また、取り崩し等に当って、諸規定に基づき必要な手続は適正に行われているか。
- (10) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。
- 高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。
- (11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
- (12) その他の施設運営に関する事項
- ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。また、施設運営の改善に、職員の創意工夫等が反映されているか。
- イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。
- ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。
- エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。
- 優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生の実施等、職員処遇が充実されるよう努めているか。
- (1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。
- (2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。
- (3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。
- また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い

<p>(2)労働時間の短縮等労働条件の改善</p>	<p>等が適正に行われているか。</p>
<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週四十時間の労働時間が守られているか。 ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。 夜勤、宿日直関係</p>	<p>ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。 イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。 また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。</p>
<p>(3)業務体制の確立と業務省力化の推進</p>	<p>(3) 職員への健康管理は、適正に実施されているか。 また、寮母等夜間勤務を行う職員の健康診断は、六カ月ごとに一回行われているか。 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p>
<p>(4)職員研修等資質向上対策の推進</p>	<p>ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう務めているか。 ウ 業務省力化機器の導入、業務の外部委託の推進等による業務の省力化の努力がなされているか。 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 ア 研修が職員に対して計画的に行われているか。 また、参加者の偏りがいないか。 イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。 ウ 介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか。</p>

<p>(5)福利厚生等の土気高揚策の充実</p>	<p>エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。 福利厚生等の充実に努めているか。 ア 職員に対するレクリエーション等土気高揚策について配慮がなされているか。 イ 職員の健康管理の推進等に努めているか。 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p>
<p>(6)職員の確保及び定着化</p>	<p>ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。 ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用</p>
<p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的な点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 非常食等の予測される物資の把握及び平常時からの相互支援関係にある施設、近隣施設等の協力体制について検討されているか。 エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち一回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p>

## フロントティアは 何処に

これまでのところ、有珠山対策はうまくいっていると思う。なんと言っても、火山学者、研究者の英知を結集して噴火を予知できたのが最大の理由である。それを受けて避難指示を決断した地元自治体首長と住民の冷静な行動も立派だった。

しかし、現場の活動を支える各省庁の協力体制も誉めて貰っている。火山観測に当たる気象庁、科学技術庁、国土地理院をはじめ、関係するすべての省庁が現地の合同対策本部に集い、共同作戦を展開している。

こうした姿は、日常体験している霞ヶ関の世界とかなり違う感じがする。どのような世界でも利害対立はあるが、霞ヶ関では調整コストが膨大で、悪くすると政策を形成できずに終わる。働いてもなかなか成果に結びつかないから、元気が出ない。

違いはどこから来るのか。有珠山の場合には差し迫る危険から人命や生活を守るという明白な目標がある。対するに、国政レベルでは、

日本にどのような社会を築こうとしているのか、共通の目標を見失っているのではないか。

こうした状況のなかで、「二十一世紀日本の構想」懇談会報告書は、地味ながら注目に値する。

「日本のフロントティアは日本の中にある」というタイトルには、発想の転換への強い思いが込められている。副題も「自立と協治で築く新世紀」。協治とは、「一方的な支配を前提とせず、ルールと責任原則に基づき、双方の合意形成を基礎とした共同作業の積み重ね」を意味する造語である。

ただ、気になるところが全くないわけではない。特に、このままではグロバライゼーションに取り残されるという危機意識から出発しているのは平凡。だから頑張ろうと呼びかけられても、国民はもう疲れているのではないか。そこまでいなくなると、もつとゆったりとした生活を送りたいと思っっているに違いない。(ヒロ)

# 水脈

## 三連休雑感

ハッピーマンデー法の施行により、今年に入って三度目の三連休が訪れた。土曜日から月曜日(春分の日)までの三日間を、連続して休めるのは喜ばしい限りであるが、元来の儉約性が板についているせいも、消費拡大に繋がるような旅行計画等もち合わせておらず、今回は自宅で読書でもしながらゆっくりと三日間を過ごすことにした。

最近の話題作といえば、介護保険制度の実施を四月に控え、「妻の介護奮戦記」を綴った新たな単行本が静かなブームを呼んでいるという。早速、連休初日に近所の書店へ出向いてその本を買って求めた。「市長の代わりはたくさんいるが、夫の代わりはおりません」という名セリフを残し、昨年の四月、妻

の介護のために、市長四期目半ばにして大阪府高槻市長を辞職した著者が、夫人の介護の実体験を通じて、介護の問題だけではなく、夫婦、家族の絆の重要性などを軽妙なタッチで綴っておられ「介護が女性の仕事という考え方自体が間違っている。若い頃、給料も入らずに遊んだり、随分無茶をして苦労をかけたものだ。最後ぐらいは女房のそばにいらなくてはどうにもならん」という著者の自然体の言葉に、読み終えて、何となく爽やかで心地よく響いてくるものを感じた。「人生の良きパートナー」として著者が選択した勇氣ある決断とその行動力には、大いに感銘を受けるものがあつた。

確かに、これからの超高齢社会は、妻とか嫁に頼る介護の限界は目に見えている。介護保険制度はその家族の介護負担を軽減するために創られた制度で、ケアのあり方が個から社会制度へと大きく転換されようとしているが、「肉親の介護は家族の手で」という昔気質の介護精神は、何時までももち続けてほしいと願う今日このごろである。(久)



## 求める恋愛とは

場違いと思いつつ恋愛について書かせていただきたいと思えます。

恋愛というのは、通常相手が存在してこそ成立するものであるがゆえ、自分一人ではどうしようもないことも多い。例えば、片思いがそうである。一方的な想いだけで、相手に受け入れてもらえなかった場合、恋愛は不成立となってしまう。それでも、一方的に一途な想いを貫こうとすると、今やそれは、ストーカーと呼ばれてしまう。強く押せば相手の心もゆらぐといわれるものの、自分の想いをどこまでぶつけていいのか、その判断がむずかしいものである。

また、恋愛はお互いの環境によっても左右されるものである。例えば、遠距離恋愛がそうである。お互い近くに住んでいたときは別れるはずもなかった二人が、遠距離になってしまった途端、簡単に別れてしまうことがある。恋愛というものは、二人が会って愛を確かめ合い、温めていくものであるの

に、時間的・金銭的等の要因によりその機会が制限されたため起こった悲劇である。例えていうなら、いくら沸騰したお湯であつても、継続的に加熱しなければ、いずれは冷めてしまうということである。二つの例しか書けなかったが、とかく恋愛はうまくいかないことが多い。そのため、何かと煩しく、うましくない現実から逃避し、疑似恋愛にむかう人も多い。テレビタレント、コミック、ゲーム、風俗等恋愛心を満足させるものは巷にあふれている。自分が傷つくことなく、とりあえずは満足したとしても、後に残るものといえ、虚しさぐらゐである。それなら、いくら傷ついても真の恋愛を求めていきたい。なぜなら、たとえうまくいかなかったとしても、その経験が年輪となり、今の自分を人間として一回り大きくさせ、心豊かな人間へと成長させてくれる……と私は信じているからである。(M)

## 老人クラブの経済的効果を考える

本年四月一日から待望の介護保険法が施行された。この介護保険法は、介護を要する高齢者を社会全体で支えようとするもので、正に画期的な制度である。

しかし、介護保険法がすべてではない。(一)高齢者が介護の世話にならないような日ごろの健康活動に努めること、(二)約八割を占める健康高齢者が、要介護や要支援に該当しない高齢者を支える友愛訪問活動等が大切である。

栃木県の場合、介護認定の申請者は本年二月末で約三万人で、調査と認定審査を経て、すでに二万五千人に結果が通知されている。しかし、このうち要介護や要支援に該当しない者は、約千人に達している。したがって境界線上の

高齢者は、この数倍に達するものと推測される。

ここにわれわれ老人クラブの役割がある。老人クラブが実施している健康学習、健康管理、スポーツ等の健康増進および事故防止等の健康活動を強化することにより、要介護の予防になるからである。

これをもとに試算してみると、会員十四万人中要介護者の発生率を仮りに一%(一般には一〇%前後)と押さえたとして約千四百人に達する。これに要介護3の支給限度額二十六万七千五百円の十二カ月分を乗ずると、四十五億円の介護費用となる。また、静岡県老連が実施した高齢者の交通事故調査によると、一般高齢者の交通事故発生率は、千人中九百三人に対し、老人クラブ会員は二百三人と四分の一である。

このように考えると、老人クラブの活動は高齢者の福祉増進はもちろんのこと、その経済的効果には図りしれないものがある。

われわれはこれらことを自覚し、一層の活動強化を図らなければならぬ。(斉)

水脈執筆者 (順不同)

厚生省社会・援護局保護課長

宇野 裕

全国生活協同組合連合会常務理事

野原 昭郎

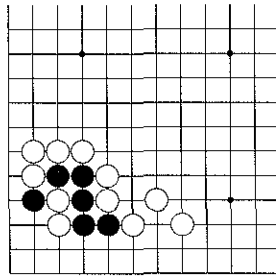
奈良県橿原市福祉事務所保護課長

森下 一夫

栃木県老人クラブ連合会会長

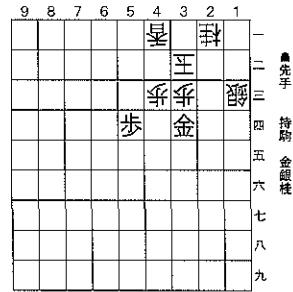
齋藤 清

●詰碁●



黒番 黒の5手目がポイントで生きます。3分で初段。  
(出題・日本棋院)

●詰将棋●



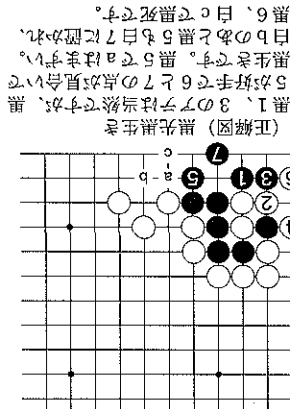
(ヒント)金はトドメ。10分で2級。  
(出題：武市三郎六段)

(図)詰碁(5三金まで)



●詰碁解き●

初段。4手目がポイントで生きます。3分で初段。  
(出題：日本棋院)



●詰将棋解き●

◆編集後記◆

この4月から本誌編集担当となり、記念すべき生活保護法制定50周年にあたることから、意義深く感じている。これを機に、本誌の昭和44年1～2月号所収の仲村優一氏「新・生活保護法制定～小山進次郎氏との対談」を再読した。小山氏は同法制定当時の厚生省社会局(現/社会・援護局)保護課長であり、同法制定当時のようすや法文の成り立ちを巡る逸話や回想が率直に語られていて興味深い。なかでも、同法第1条(法律の目的)に「自立の助長」を入れた趣旨については、「生活保護は、…単に…経済的な保障だけではないんで、それをとおして、その人のもっている内在的な可能性を発展させる、そういう社会福祉の制度なんだ…」保護を受けている人びとをして、すべて自立させていく、こういうところまでいくのが、生活保護制度のいわば守備範囲…(小山氏)との思いがあったという。また、「なんでもかんでも指導に結びつけて考えたがる傾向がありましてね。…(経済的給付があれば)それであとマネージできるという人には、それはそれでまかせておくというだけのゆとりをもっていきたい」(同氏)とも。「自立支援」は21世紀への福祉改革の大命題だが、かつてその真摯な模索があったと知る。「温故知新」の大切さを再認識した。(平島)

生活と福祉 (5月号) 第530号

定価 405円 [本体386円]

平成12年5月1日発行

編集人 川越久司

発行人 松尾武昌

発行所 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関

3丁目3番2号 新霞が関ビル

電話 03 (3581) 9511

FAX 03 (3581) 4666

E-mail :

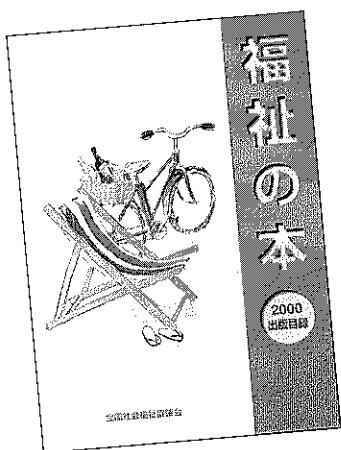
seikatutofukushi@muc.biglobe.ne.jp

印刷所 共同印刷株式会社

掲載協力出版社100社 掲載点数約2,500点 福祉関係専門の出版目録

# 福祉の本

## 2000出版目録



A5判/310頁  
定価 本体500円(税別)

- ★福祉分野別掲載、書名・著者索引付
- ★福祉関係雑誌一覧、掲載出版社一覧併載

介護保険施行を契機に、社会福祉に対する国民の関心が高まっており、福祉に関する様々な情報が必要とされています。

本書は、福祉関係図書を分野別に整理した唯一の福祉専門図書目録です。

社会福祉関係者をはじめとして、保健、医療、教育関係者、社会福祉に関心をもたれる多くの方々にもご活用いただける一冊です。

★『福祉の本』がインターネット・ホームページでもご覧になれます!!

ホームページでは、お調べになりたい本を書名・図書名・ISBNコードなどで検索することができます。また、ご希望の本の注文もお受けできますので、是非ご利用ください。

『福祉の本 出版目録』ホームページアドレス <http://www.fukushinohon.gr.jp>

●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会** 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 注文用FAX.03-3581-4666 TEL.03-3581-9511

注文用E-mail: zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

